

令和2年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（令和2年6月22日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 市長提出、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 9番  | 細川博史君 |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 技幹   | 三木正輝君 |
| 主幹     | 中山晃君  |      |       |

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長       | 磯脇 堂三 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 横山 英幸 君 | 危 機 管 理 課 長 | 倉松 克臣 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 山下 育 君  | 福 祉 事 務 所 長 | 井上 美樹 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 二宮 眞弓 君 | 教 育 長       | 弘田 浩三 君 |
| こども未来課長     | 伊藤 牧子 君 | 生 涯 学 習 課 長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

会議に先立ちまして皆様にお断りとお願いを申し上げます。

本日から2日間の一般質問は、3月会議に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を推進する観点から、執行部の議会出席者につきましては、答弁通告のある課長等、必要最小限の出席を求めることといたしました。

本来なら、議員の質問に関して、質問内容を共有することが原則であります。感染リスクを最小限に抑えることが重要との判断に至ったものであります。

なお、各課長には、インターネット中継等の方法で議員の質問内容を共有するように要請しております。また、本日はフェイスガード、マスクの着用を許可いたしておりますので、どうか、市民の皆様の御理解をお願いいたします。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

日程第1、市長提出、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順に質問を許します。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さん、おはようございます。5番、会派みらい吉村でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、少し定額給付金と会派みらいについて、簡単にちょっと触れさせていただきたいと思っております。

皆さんも御存じのように、特別定額給付金、6月会議の冒頭の市長の挨拶でも触れられましたように、市役所の職員の方々の頑張り、特に徹夜等で頑張られたということで、大変早かったと市民の方は大変喜んでおります。市長、これ本当に早かったと思っております。これは先ほども言いましたように、市の職員の頑張りとですね、各地区の区長と、それと区長場の事務の方、そして各郵便局の協力があってのことだと思っております。この場をお借りしまして、感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

そして、私たち会派みらいの取組といたしましては、4月にコロナ対策につきまして、7項目からなる提言書を市長に対して提出し、その後、各種給付金等の流れと新しい生活様式のポイントについてのチラシを約5,000枚刷りまして、市内各世帯に配布させていただきました。そして、この給付に対する市民からの相談には、武政議員、谷口議員を先頭に対応しております。提言書につきましては、詳しく明日、我が会派の谷口議員が質問されるということで、今は控えさせていただきたいと思っております。

それでは早速、一般質問に移らせていただきたいと思います。

まず、本日は通告にありますように、新型コロナウイルスの学生支援、そして足摺テルメ、ふるさと納税、そしてマイクロツーリズムについて、4つお聞きいたします。少し順番が変わりますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず、学生支援についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に大変苦しい状況に学生さんがあると、よく新聞等でお聞きいたします。現在、コロナ対策で様々な経済活動が停滞しております。当然、学生のアルバイトも激減し、学生たちの生活環境も厳しさを増していることは言うまでもありません。

そのような折、本市出身の学生たちに市独自の支援ができないものか、こども未来課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向け全国緊急事態宣言が発出され、今春、市内小・中学校では長期休校、また保育所では強い登園自粛要請をかけるなど、全国的にも異例の対応が迫られたところですが、幸いにも本市では1人の罹患者も確認されなかったことから、一定の生活行動が制限される中、5月11日から学校が再開となり、児童生徒の元気な姿が戻ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染予防のため、政府提唱の新しい生活様式の中で、子育て世帯の保護者などは、経済的・精神的負担は重く、先行きが見えない生活への懸念を抱いております。

本市出身の学生への支援につきましては、市の取組として昭和30年度より土佐清水市奨学資金貸与条例に基づいて学資の支弁が困難と認められ、かつ本市に住所を有する家庭の学生に対し、教育の機会均等を図ることを目的に奨学金の貸与を実施しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計の急変や勤務先での収入の大幅な減少、失業、内定取消し等が生じ、奨学金の返還が困難となった方への負担を少しでも軽減するために、本市の奨学資金償還者373名に対し、最長1年間の猶予措置制度を設け、希望者に対して申請をしていただくよう、市内外の対象者へ申請案内を郵送し、市のホームページでも本制度を周知いたしました。

現在は12名の猶予願が提出されております。猶予期間の取扱いといたしましては、毎月10日までに猶予願を提出した場合は、当課より許可通知書を送付いたします。その後、同月より最長1年間の償還が猶予されることとなります。なお、本制度の締切りは9月10日としておりますが、今後のコロナ感染収束状況、あるいは第2波の影響など、情勢によっては制度の延長、個別対応などを含む変更を想定しております。

また、今議会においては奨学資金対象者応援事業を提案し、清水を離れ市外で暮らす土佐清水市の奨学資金を貸与中の学生と償還中の方を対象に、ふるさととともにこの事態の克服に向け頑張ってもらおうよう1万円相当の特産品の詰め合わせを送ることで、ふるさと清水を届けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 大変よく分かりました。

課長答弁は、学生の支援策として土佐清水の奨学金貸与条例による奨学金の償還の猶予措置をしますと。それともう一つは、生活応援便ですかね。今議会に提案されております、この2つということであったとっております。

この奨学金の償還猶予措置は大変助かる制度だと思いますし、土佐清水の奨学金制度、大変評価が高いとお聞きしておりますので、大変結構なことだと思っております。また、今後コロナの状況を見ながら、今よりもですよ、例えば期間を延長するとか、いろいろ方法は考えられるということで、それに対応していただけるというふうな御答弁だったと理解しておりますので了解いたしました。

それで、今現在、国や県も市町村、新型コロナ対策として前例のない規模で支援策を展開しております。この闘いは、皆さんも御存じのように長期戦になると言われております。第2波、第3波、そしてアフターコロナに対する施策を準備することが大変重要になってくると思っております。このところ、教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、緊急事態宣言が解除され、オーバーシュートも医療崩壊も起こらず、私たちは何とか第1波を乗り切っているところですが、第2波への備えの必要性も議論されているところです。

そういった中で、意欲と能力のある学生が経済的理由で修学・進学を断念することなく、希望する教育を受けられ、社会で活躍できるよう、政府は5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的に困窮する学生を支援するため、約43万人を対象に学生支援緊急給付金を最大で1人当たり20万円給付する支援制度を創設いたしました。

こども未来課といたしましては、先ほど課長も触れましたように、第2波が来た場合はさらに厳しい状況が想像されますので、その時点での県内や幡多管内の感染状況、罹患者数等、他市の状況も鑑み、今後の支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 実は、この質問をするきっかけになりましたのは、日頃、会派みらいと交流をしております大学生、本市出身の高知大学の地域協働学部の2回生の学生さんからのラインが始まりでありました。本人の了解を得ていますので、少しそのラインの内容を御紹介させていただきたいと思っております。「吉村さん、こんにちは。今、様々な市町村で、その市町村

出身の学生を支援する動きが高まってきております。土佐清水市では何か議論されておりますか」というラインが入ってまいりました。いろいろその後、電話で話したところ、高知大学ですから全国からいろんな学生さんが来てて、うちはこちらや、おまえのとはどうやと、そういう会話の中からですね、このラインを送ってきたというふうな状況でありました。

先ほど、課長にお聞きしたような支援策をですね、清水はこういうふうにやっていますよというラインを送りましたら、早速返信が来ました。その内容がですね、「よかったです。土佐清水市を挙げて学生を支援する姿勢は、少なからずイメージアップにつながるはずです。そして清水に恩返ししたいと思う学生も増えると思います。ただ、僕は対象外ですが」と締めくくっておりました。

つまり、この学生さんは市の奨学金を借りていない学生さんでありますので、この市の奨学金を現在受給している、または奨学資金を返済している市外在住者に対するの事業でありますので、市の奨学金を借りていない学生さんは対象外になるわけでありました。このことに関しましては、先日、教育長や課長と何とかできないものかとみんなで知恵を出し合っておりましたが、いろいろと住所の問題とか、どこまで個人情報を追えるものか大変ハードルが高い部分があり、ちょっと話も頓挫しているというふうな状況であります。

しかし、例えばふるさと納税の4つの項目の中で、教育環境日本一事業という基金がありますので、これは厳密にいうと大学生は教育委員会の範疇ではないというふうに理解はしておりますが、例えば企画財政課と知恵を出しながら、この基金を使って何かできないものか。そういうふうに検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、この応援便に市長メッセージが添えられると聞いております。これは現職の市長からメッセージを頂くという機会はなかなかないと思いますので、大変勇気づけられていい事業だなと思っておりますが、ぜひ、これ教育委員会の事業でもありますので、教育長もメッセージを添えられてはいかがかと思っております。対象者が515名ぐらいの中には、教育長の教え子も数多くいらっしゃると思います。鬼の弘田先生と、怖かった先生が応援メッセージを添えたらですね、教え子たちも元気が出るのではないかと思いますので、このことも提案して次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

次に、足摺テルメの運営状況について、観光商工課長にお聞きしたいと思っております。

現在、足摺テルメを運営しているアクトリゾートが6月末で撤退することになりました。このことは3月会議の一般質問におきまして、私が足摺テルメの経営状況の悪化について質問させていただきました。

そのときの課長答弁では、このように言われております。「当該法人は財政的に苦しい状況ではないと認識している」とのことでありましたが、その後、余りにも早い撤退、廃業には正

直驚いております。撤退、廃業の原因は何だったのか、課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

運営に関しては、現場の支配人、従業員の皆さんの営業努力によりホテルの評判も上がっており、経営状態も改善しつつあった矢先でありました。今回、株式会社アクトリゾートとの施設の維持管理に関する引継ぎを行う中で、今後数年間のリース契約を行っているものがたくさんありました。そういう状況から考えますと、事業継続を考えておられたのだと改めて感じております。本当に残念ではありますが、誰もが予想していなかった新型コロナウイルスの影響が大きな原因であると判断しております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 今、課長の答弁にもありましたように、支配人以下、スタッフの営業努力もあってサービスの提供内容もかなり向上していたと。そういう中での廃業決定でしたので、正直大変残念で、まさかという感じを受けました。といいますのも、このコロナの感染に関しても自粛要請が出る前に、私テルメに泊まりに行っていました。ちょうど頑張っテルメというキャンペーンをしておりましたので、文字どおり頑張っている状況を見たいと思って1泊してまいりました。料理も大変工夫された盛りつけでおいしく、スタッフの対応も大変よかったです。部屋も大変きれいに清潔に保たれておりまして、しかも3密対策もきっちりされておりました。そのとき支配人と少しお話をさせていただいたんですが、支配人の話ではコストカット等の理由で館内のインテリア等は若いスタッフによるもので、一生懸命頑張ってくれていると、そのようなお話でした。これからみんなで力を合わせて頑張っていこうとスタートを切ったときだけに、本当に残念であります。そのまま皆さんも御存じのように、新しい指定管理者を公募したわけですが、1件の申込みもなかったと聞いております。

しかしながら、興味を示していた企業があったと聞いておりますが、何が要因で応募されなかったのかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在の新型コロナウイルスの状況により、観光業界における今後の見通しも見いだせない現状では、新たな事業に取り組むことが困難だったのではないかと推測するところです。また、

急な撤退であったため、公募することの周知期間や周知方法も十分に確保できなかったため、応募者側にとって準備期間も十分に取れなかったことも要因ではないかと推測しております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 理由はそういうようなところだろうと思いますが、当然、再び公募されると思いますが、するとしたらいつ頃される予定でございますか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

この夏の8月ぐらいまでの新型コロナウイルスの状況や観光業界の動きを見ながら、再度指定管理者の公募にするのか、あるいは、ほかの方法がどうなのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このテルメの質問は何度も取り上げさせていただいているのですが、市長ともいろいろお話をさせていただいた中で、売却も視野に入れてということで、それならば指定管理の契約年数を複数年数から単年度契約にするべきやないかということで、この4月からそのように移行したと認識しております。それが、今回は契約期間を2年半としております。その理由をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

新たな事業者が指定管理を開始するとなると、事業計画や収支計画を立てるに当たっては一定の期間が必要との判断によるものです。通常指定管理期間として多いのが3年ですが、この3か年を基本とし、今期は10月からの年度途中ということもあり、2年半としたものです。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 大体分かりました。

ほかの方法も含めて検討していくと。売却の打診はあったようにも聞いておりますが、そのあたりお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

指定管理者として事業を開始することは難しいが、売却ということであれば興味があるという事業者は複数社ありました。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先ほども申しましたように、昨年度までは指定管理契約は複数年度の契約でしたが、売却も入れて単年度契約への変更だったと。本来ならば、売却を優先するべきだと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

将来的には売却も含めて検討はしてはしておりましたが、今回のコロナ禍の中では一気に購入を検討する事業者はなかなかいないのではないかとの推察と、急な撤退であったことから、現従業員の雇用確保のためには早期に事業後継者を見つけることが最優先であるとの判断から、今回は売却という選択はいたしませんでした。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 指定管理でやるのか売却するのか、どちらにいたしましても、このテルメの問題は最重要課題、要は職員の雇用の担保であると思っております。今現在での再雇用も含めた取組を課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

6月末でのアクトリゾート撤退後、7月から9月の閉館中は市が直営で維持管理を行うこととしております。この間、従業員であった方のうち、3名の方に市の会計年度任用職員として雇用していく予定でおります。

今後、指定管理者を再度募集することとなり、10月から順調に新たな指定管理者が決定したとしても、現在の従業員の皆さんにとっては空白期間があり、また次の指定管理者に関する状況も現在では不確定なことを考えますと、今後の就職先の検討も必要だろうと推察いたしております。先日、ハローワークと公益財団法人産業雇用安定センターの方に足摺テルメに出向いていただき、雇用保険の制度や就職支援策等についての詳しい説明をしていただいたところです。

なお、今後の協議により、一旦は再度指定管理者を公募することとなり、新たな指定管理者が決定することになれば、その時点で求職、仕事を求めている方が現在の従業員の方々の中におりましたら、その方々を優先して雇用してもらえよう、積極的に働きかけはしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁の中にもありましたように、6月9日にハローワークと産業雇用安定センターとが合同で、足摺テルメのほうで職員さんたちと1回目の面談会と申しますか、意向調査を開催したと聞いております。特に公益財団法人の産業雇用安定センターの山内所長とは、私少し御縁がありまして、今回のことで何回か清水まで足を運んでいただき、同じ会派の武政議員とともに意見交換をさせていただきました。山内所長によりますと、事業主や職員のニーズ、そして支援計画や課題、そして今回の離職で受けられる助成金など、産業雇用安定センターとハローワーク、そして担当課、行政が三位一体となり取り組んでいきたいというようなお話を頂いております。

今までも足摺テルメの運営は、市の財政が大変厳しい状況であっても、市長の地元雇用を守るという思いで推移してきた経過があると思っております。何はともあれ、テルメの職員さんの雇用を最優先に取り組むべきだと思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 1月、2月の閑散期のときには従業員が率先して環境整備に取り組んでいる姿も見ておりましたし、また、今回のアクトリゾート、親会社も一部上場している企業でありますので、その判断の早さというのにちょっと驚いているところであります。

アクトリゾートの清川社長が撤退、そしてこの会社を解散するという話は、4月16日に清川社長自らが市役所のほうに来訪され、突然切り出され、まさに寝耳に水の中で、まずは従業員の皆様の雇用を最優先に考えて取り組もうということで、これまでの経過につきましては、先ほど課長がお答えしたとおりであります。この間、アクトリゾートが指定管理を行っているのは高知県では足摺テルメと室戸のほうにも、2つありましたので、そっちのほうも撤退、解散ということでありました。室戸の植田市長とも連絡を取り合いながら、何とか従業員の雇用、そして室戸の場合は建物はアクトリゾートの持ち物で、土地が室戸市という、ちょっと清水とはまた違うわけですが、室戸のほうもアクトリゾートが撤退して、その後の従業員のこととか、深層水を使っていますので劣化が早いという施設の特徴もありまして、お互いこ

れからも情報交換しながらやっていこうということで、植田市長とは連携を取っているところであります。

何といっても雇用を守るという観点からいいますと、指定管理の再募集及び先ほど来、議論もあるんですが、売却、こういうことでの事業継続も視野に入れながら、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これ市長、売却も視野に入れながらの指定管理者を公募していくというのは、大変難しい状況が強いられると。例えば3か月間公募の間は売却の話はしないわけですよね。指定管理は契約になれば、それならまた3年間は売却が先に延びると。なかなかどこのタイミングで売却を組み込むのかというのは大変難しいバランス感覚が要ると私は思っております。

しかしながら、やはり何度も申し上げますように、売却を最優先して考えていくべきだということを市長に申し入れておきたいと思えます。

それでは続きまして、また観光商工課長にお聞きいたします。

7月から9月までの3か月間は市が直営で、言うなれば維持管理を行っていくとのことですが、指定管理者が決まらなかった場合、どうされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほど市長も答弁されましたが、その対応も含めて現在協議しております。

ただ、現在の従業員の皆さんのことを考えたとき、10月からの新たな事業者へ引継ぎができるようには最大限努力したいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 例えば10月から指定管理者が決定しても、現在の従業員の継続雇用は大変難しい状況にあるというようなこともお聞きしておりますが、その理由をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

職員の雇用は、会社の体制や人件費など経営計画に直接関わることでありますので、現在の

従業員を雇用することを絶対条件とすることは難しいのではないかと考えております。

ただし、先ほど何度も申しましたが、現在の従業員の方々を雇用してもらえるような積極的な働きかけは行っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先ほど来、質問でも言いましたけれども、土佐清水市は財政的に大変厳しい中でもテルメの雇用を守ると、地元の雇用を守るということで今まで続けてきたわけですので、そのことも踏まえて、ぜひ雇用を守っていただきたい。今まではじゃあ何だったのかというようにならないように、積極的に行政が再雇用できるように話を持っていていただきたいと思います。

このテルメの問題は、テルメだけではなくて土佐清水市、観光全体の問題でもありますので、売却か指定管理者か分かりませんが、早期に運営するように申し入れておきたいと思います。この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、マイクロツーリズムについてお聞きしたいと思います。

このマイクロツーリズム、最近よくテレビで星野リゾートの社長が出て、よくお話されておられるようですが、コロナ感染対策を防ぐために、他県への移動リスク等が長いこと続いておりまして、土佐清水観光は全国と同じように観光客が激減して、先の見えない状況に陥っていると思います。

そのような中、マイクロツーリズムで少しでも地元観光を支えていこうという動きが見られるようになってまいりました。6月14日の高知新聞でも、これは県内観光を、まず県民でやろうやと。高知市も同じような取組をされております。この14日付の紙面の中では、高知県だけではなくて、徳島の鳴門市も5,000円のクーポン券を先着2,000名で始めたら、4日間で売り切れたというような状況になっておるようであります。

このマイクロツーリズムの考え方は、できる限りのコロナ対策をした上で、自宅からおおむね車で1時間の範囲の近場で過ごすというスタイルの観光事業であるようであります。言い換えれば、土佐清水市民が土佐清水市内のホテルや旅館、民宿へ出向いて、地元の特産品を食べ、清水の文化や風景に触れ、自分の住んでいる町の魅力を再発見するということでもあります。これはある意味、今市長が力を入れておられますジオパーク、この理念とも相通じるものがあると思っております。昨日ですか、テレビでそれこそ星野リゾートの社長がおっしゃってましたが、全国の観光地で強いところは、やはり地元の人が自分のところの観光資源に対して誇りを持っていると。そういうところは非常に強いという話をされておりました。ジオパーク構想というのは、ある意味そういうところはあると思いますので、以前、大多数の方は分かると思

ますけど、ディスカバージャパンというキャンペーンありましたけれど、まさしくディスカバー土佐清水のときだと思っております。

皆さんも御存じのように、土佐清水市は観光立市であります。今まで土佐清水の雇用を守り、地場製品の売上げに大きく貢献してきた観光産業を、今こそ土佐清水市を挙げて支えるときだと思っております。観光商工課長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

コロナウイルス感染拡大で観光業はかつてない大きな打撃を受けており、早く従来の動きに戻ってほしいと期待しながらも、同時に感染拡大をいかに防ぐかが大きな課題であります。そんな中で、議員が紹介されましたマイクロツーリズムが全国で提唱しつつあります。

高知県においても、取り組まれているのは、先ほど御紹介されましたが、本市におきましても今議会で追加提案させていただき補正予算の中に組み込ませていただく予定の観光客誘客促進事業、これが最大で宿泊割引5,000円をするものですが、これはマイカー移動が可能な近場である四国内を中心として、インターネット等を通じて情報発信をする計画であります。これは議員御提案のマイクロツーリズムの考えと同様の取組でありまして、観光業の早期の復活のために、まず取り組めることではないかと感じておりますので、今後も積極的に進めていきたいと考えております。

なお、今紹介させていただきました宿泊割引キャンペーンは、もちろん市民の方々も御利用していただけますので、この機会を逃さず、ぜひ土佐清水市の市内の宿泊を体験していただき、よさを感じていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 例えば、土佐清水市民の宿泊代の半분을補助するとか、移動の際に大変タクシー業も疲弊というか、大変な状況にあると思えますので、タクシー代を補助するとか、これから先、GoToキャンペーンも始まるように聞いておりますが、これは全部がネットといますか、Wi-Fiや、いろんなそういう環境に慣れていないと、なかなか恩恵を受けられないような格好になっております。これだけ高齢化率の高い土佐清水市は、アナログでもいいんじゃないかなと思っておりますし、そもそもこのマイクロツーリズムの考え方は、まあ言うたら地元の方は地元の観光を支えていく、だんだん次に県に広げ、全国に広げて、それで海外に広げていくと。テレビでも言うておりましたけれども、観光業のインバウンドの占

める割合は全体のまだ17%に過ぎないと。83%は国内旅行であるということも鑑みまして、まだ国がやり、県がやり、市がやるんじゃないなくて、先に市がやって、県がやって、国がやるという、そういう考え方が必要だと思いますし、土佐清水がみんなが力を合わせて観光業を支えていると。そういうマインドを見せるのは、僕は今、大変重要だと思っております。

今度、2次補正も通りましたので、2億円か3億円の、そういう予算措置もあろうかとは思いますが、今一番大変なのは僕は観光業だと思っておりますので、市長お得意のスピード感を持って、これはぜひやっていただきたい。これを本当に重ねてお願いしておきまして、質問を次に移りたいと思います。

続きまして、これも何度も取り上げさせていただきました。ふるさと納税について、すみません課長、そのまま続いて御答弁をお願いしたいと思います。

2019年度の高知県内のふるさと納税額は、前年より増加した市町村が26、減少したのが8市町村となっております。県内の寄附額は大体18億円ほど減少しておりますが、これは前年まで突出していた奈半利町が前年対比で33億円もマイナスになったということが主たる原因だと思います。そんな中、本市は皆さんに御案内のように、9,500万円から2億4,400万円ですか、2.5倍増の大幅な増加となっております。以前、企画財政課でしたので、その頑張りに敬意を表したいと思います。

そして本年度からは、担当部署は観光商工課に移行しましたが、さらに上を目指して取り組んでいるというふうに聞いております。現在の納税状況を課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

本年度、5月末で1,844件、2,127万1,300円となっております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これは前年対比でどのように推移しているのかをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年度、同月は1,529件、1,804万5,500円でしたので、117.88%となっております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 大変健闘されていると思います。

現在、新型コロナで国難という状況にあるわけですから、大変ふるさと納税もこれからの推移がどのようになっていくのか。結局、全国の所得が落ちるわけですから、それだけを考えれば当然減少していくのではないかなと思います。担当課として、どのような予測をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今年度、当初予算では寄附額を2億円と見込んでおります。新型コロナウイルスの影響により、社会経済が厳しい状況にあり、個々の所得が落ちれば、それに比例して寄附額も落ちることも予測され、当初予算に計上しております寄附額2億円も現在の状況では厳しいと言わざるを得ません。

一方で、外出が減る中でのお取り寄せの意味合いでの寄附も見込まれることから、寄附者のニーズにも対応した新たな返礼品の開発、仕組みづくりをすることで、寄附額を増加させていくことも可能性があると思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） ステイホームの広がり、一定お取り寄せの意味での寄附が見込まれるのではないかとされており、ニーズに対応した返礼品の作成をしていくことも重要だと思います。

昨年度、県内のトップは室戸市でございました。室戸市のほうは、特設サイトを含めて10サイトと窓口を増加して、アイテム数も約500から770と増えております。以前も言いましたように、返礼品のアイテム数と納税額は比例すると言われております。そういう中、最近本市のアイテム数が増加してきております。そのことが納税額の上昇につながっているのではないかなというふうには感じています。

そのような中、本市の取組として、地域通貨となる電子感謝券なるものがありますが、これはどのようなものか、どのような取組状況をされているのかを課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在、電子感謝券の取扱いが可能な市内の事業者は14事業者となっております。

この電子感謝券は、通常のふるさと納税返礼品とは違い、飲食店事業者など、返礼品の提供

事業者でなくても参画が可能な仕組みであります。参画事業者にとって、あまりリスクもない中、参画事業者がまだ少ないのは仕組みに関する説明不足もあるのではないかと考えております。

今後は観光協会や商工会議所と連携を図り、丁寧に説明をしながら参画店舗数の拡大に向けて積極的に取り組んでいく予定であります。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この電子感謝券は交流人口の増加。つまり現在、市や県が大変力を入れております体験型観光にも付与するものであると思いますし、市内商店街の活性化の一助になるものと考えております。ただ、参加の事業者数がちょっと少ないような感じもいたしますので、ますますの充実をお願いしておきたいと考えております。

昨年度は高知県下のふるさと納税の納税額の1位は室戸であります、伸び率1位は土佐市であります。前年対比で3.8倍と大幅に伸びております。本市も先ほども言いましたように2.5倍と大健闘しております。この土佐市は、ふるさと納税の中に高級トイレットペーパーや、それから冷凍ウナギが全国ネットのテレビで取り上げられて注文が殺到したとお聞きしております。

このように、メディア対策は大変ふるさと納税に重要になってくるとは思いますが、本市のメディア対策の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年度は、小磯鉄工のストーブやジョン万デニムをメディアで取り上げていただき、その効果による寄附も頂いたところです。

ふるさと納税の業務が今年度より当課、観光商工課に編成された強みを生かして、本市観光のPRとふるさと納税を合わせた形でのメディア戦略を検討していきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このことも以前何度か話をさせていただきましたが、私、室戸市のほうに個人的に1回、そして会派みらい6人で一度ふるさと納税について室戸のほうに意見交換及び勉強会に行っていました。そこで室戸市の担当の方からメディア対策も含めて、土佐清水市と返礼品でコラボしたいという話を再三頂き、それでは会派と一緒に活動してくれている大学生たちや担当課と、うちの会派が参加して、本年度からそれに取り組ましようという

ことになっておりました矢先のコロナ感染問題でありました。結局、この考えは頓挫したままになっておりますが、課長、ぜひこれ進めていきませんか。お話をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

吉村議員、会派みらいの議員の皆さんにおかれましては、ふるさと納税には特に御熱心な取組をされており、またいろいろな御提言も頂きありがとうございます。

大学生とのコラボや市町村間の相互連携による返礼品の共同開発は、おっしゃるとおりメディア対策にもなるものであると考えております。室戸市のみならず、可能なものは実施していきたいと思っておりますので、今後とも御助言、御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このふるさと納税は、各自治体の財源確保や地場製品のPRということで返礼品競争が激しくなり、本来の趣旨であるふるさとを応援したい、いわゆるそういう自治体に納税するという共感型の納税が薄れてきているように感じております。

ふるさと納税は通販型と共感型の2種類あると言われておりますが、特色ある施策を打ち出すことで共感型納税を呼び込み、まちづくりに生かしていくことが、これから大変重要になってくると思います。

そのような中、全国的な広がりを見せているのがクラウドファンディング型のふるさと納税であります。本市でも取組を検討してはいかがでしょうか。課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

御提案のクラウドファンディング型のふるさと納税につきましては、その寄附目的の明確化、それに対するストーリーをしっかりと持つことが重要であると考えております。先ほどおっしゃいました共感型で納税を考えておられる方には、その目的をしっかりと示すべきだと思っております。今後、事業内容とその必要性などの目的については、関係部署とも連携をしながら検討を進めたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このクラウドファンディング型は、なかなか前ぶりが必要でありまして、少し時間がかかるかなとは思いますが、何事もスタートしなければ始まりませんので、ぜ

ひこれも前向きに検討していただきたいと思っております。

もう時間もなくなりましたが、現在、高知新聞のほうで皆さんも読んでいると思いますが、「虚ろな税（ちから）」という奈半利町の事件の真相といいますか、それがずっと連載で載っております。その中で、いいなというか、もっともやなというのがありましたので、最後にちょっと読ませていただきます。「地方では、幼児から高校生まで人材を育てるために税金を投じ、大都市は地方出身者で働き盛りの人から税収を得ている」と。誠にそうだなと思っております。これを言われたのが、岩手県知事の西川知事だそうであります。これがふるさと納税の原形と呼ばれます。今、先ほど教育委員会のほうに対する質問もさせていただきましたが、例えば教育環境日本一事業、これなんかは共感型の事業になると思います。そういう通販型ではない、共感型のふるさと納税。これを本来の姿でありますし、ここを増やすことが市の魅力を発揮することであると思いますので、その辺りも含めて。それともう一つ、これは老婆心ながらですが、こういう奈半利町の失敗を肝に銘じて取り組んでいただきたいと重ねてお願いしておきまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） おはようございます。新風会の弘田条です。今回は、新風会を代表しまして質問させていただきます。

3月会議では、土佐清水市から新型コロナウイルスの感染者が出ないようにということも言わせてもらいましたが、行政の取組や、それから市民の皆様の御協力によりまして、1人も感染者が出なかったことについては大変よかったと思いますし、今後、よくテレビ、新聞でも言われてますが、また2波、3波ということにもなるかもしれませんが、今まで以上にまた気を引き締めて、土佐清水市から感染が出ないように皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。今回は全て新型コロナウイルスについてを質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず最初に、健康推進課長にお聞きします。

本市の新型コロナ感染に対する診断基準についてであります。幸いにもコロナ感染の発症は

いませんでしたけれども、今後、再度来る可能性もありますので、このことについて質問してまいります。

まず1点目は、もしコロナ感染しているかもしれない人が発熱して、外来を受けるケースもあるかと思いますが、その場合に診断する患者の症状の基準などをどういうふうに行っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

医療機関では、「発熱または呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある者」、「37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者」、「症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者」など、医師が判断し、かつ季節性インフルエンザやRSウイルス、マイコプラズマ、溶連菌等、検査可能な迅速検査で陰性を確認、または陽性であっても治療への反応が乏しく症状が増悪する場合には、高知県と高知市が合同で開設している電話相談窓口、新型コロナウイルス健康相談センターへ連絡することとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 2点目に国の診断基準が緩和されたということではありますが、どのように従来と変わったのかをお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

帰国者・接触者相談センター、高知県においては新型コロナウイルス健康相談センターに当たりますが、相談の目安として、以前は風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさがある場合のいずれかに該当する方、なお、重症化しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、この症状が2日程度続く場合を相談する目安としていましたが、現在では、検査や治療の遅れを招かないよう、37.5度以上や4日以上などといった具体的な数値基準をなくし、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合はすぐに相談

を、基礎疾患があるなどで重症化しやすい方や妊婦は、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合ですぐに相談をとし、また、それ以外の方でも発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合にはすぐに相談をしてほしいとしており、さらに、これらに該当しない場合でも相談は可能となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） よく分かりました。

まあ言うたら、もっと早めに行って相談するということが大事ななというふうにも今の答弁で分かりました。ありがとうございます。

次に、症状がある場合に例えば病院に行ったりとか保健所になるのかですね、それとも今の回答もあったのですが、そういうセンターに相談を電話でするとか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

発熱、せきなどの体の健康、予防、医療機関の受診に関することは、新型コロナウイルス健康相談センターに電話をかけ相談をすると、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方には、そこで帰国者・接触者外来が紹介され受診することになります。

帰国者・接触者外来は2次医療圏ごと、幡多管内で1か所以上設置されておりますが、医療機関名や場所についての公表はされておきませんので、相談センターを通じて受診手順の説明を受け、それを理解した上で受診していただくことにより、十分な感染防止策が図られることとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） いずれにしましても、最後はもしPCR検査を受けることになった場合、この場合には時間がかかるので、その間にどこで待機をしていいのか。そのことについてお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

検体数によりませんが、現在はPCR検査の翌日には結果が分かります。医師の判断になりますが、本人の症状が微熱で軽度であれば自宅待機となり、高熱で肺炎の症状等があれば入院となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。

健康推進課長には最後の質問になりますが、土佐清水市の医師会との協力体制であったり、土日であったり時間外、祭日などの対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

3月31日の初めての幡多管内での新型コロナウイルス感染症患者の発生を受け、4月6日には幡多福祉保健所からアドバイザーを招いて、清医会等の先生方と医療行政委員会を開催、本市で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合などを想定しての協議を行ったほか、5月28日の2回目の医療行政委員会でも、新型コロナウイルス感染症について意見交換を行うなど、常に連絡を取り合い、情報共有を図っております。

なお、国が設置を決めている相談センターについては、県が医師会に対して情報提供を行った上で、各医療機関に文書にて周知を行っており、時間外の対応では幡多福祉保健所の職員が交代でコロナ専用の携帯電話を所持し、患者本人や医療機関から新型コロナウイルス健康相談センターに連絡が入れば、休日、夜間関わりなく、24時間態勢で対応を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） すごい対応もよくて、24時間でも対応しているということも受けて、安心しました。よかったですと思います。健康推進課長はありがとうございました。

続いて、市長にお聞きします。

医療従事者への独自の支援策についてであります。医療従事者には過酷な負担がかかってきてまして、今、全国のコロナ感染者を受けている病院は労働条件がますます厳しく、離職する人が増え、病院はコロナ対策に追われ、コロナ以外の診察ができず、収入は減少し、ボーナスもまともに払えないという病院もあると聞きます。

さて、本市もコロナ感染者が出れば、今以上に医療従事者への様々な負担は厳しい環境にな

ると考えます。

国は、現時点では経済再生に大きく支出をしていますが、今、国会では第2次補正予算において、医療関係に3兆円余りの予算を計上しています。もうできましたけども。ぜひ、今こそ医療従事者のためにも、本市も慰労金として、独自の支援策、医療従事者給付金の実施を切に希望したいと思いますが、この件について市長の見解をお伺いしているところであります。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 医療従事者のために本市独自の支援策という御要望であります。御承知のように、国の第2次補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、これが新設されて医療従事者を対象に交付されることが決定しております。

緊急事態宣言が今解除されている現時点において、市の独自の支援策というのは現時点では考えておりませんが、第2波、第3波に注視しながら今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。本当に今は大丈夫ですけど、また2次、3次となってきたときには、また本当に差し迫った問題となってくるときもあるかもしれませんので、そういったときに本当に現場で働く人は大変だと思っています。ぜひまた、今市長が言われたように検討していただければということで、ありがとうございました。市長、どうもありがとうございました。

次に、2点目の災害時の避難者への対応についてということで、危機管理課長にお聞きします。

台風時などで避難場所で新型コロナウイルスが、よく今テレビとか新聞でも報道されています。やはり実際になってみると3密であったり、いろいろマスクであったり、検温だったり、いろいろな対応が必要かと思っておりますが、この件について危機管理課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、高知県内の新型コロナウイルス感染者の状況ですが、4月29日に県内第74例目の方が確認された以降、感染者は出ておりません。それで現在に至っているという状況です。

感染者が長期間確認されていなくても、今後第2波、第3波の発生も懸念されております。このような状況の中でも、災害が発生し、またはそのリスクが高まったときには避難所等に避

難する必要があります。特に、これからは台風や大雨に警戒が必要な時期であり、避難を余儀なくされる確率が高まってくるところであります。

本市の風水害時の避難所については、まず、台風の接近が予想される場合等で、避難者の受入れに備えて開設する避難所といたしまして、中央公民館と3市民センターを開設、その後、被害が出る可能性が大きいと予想された場合は、各地区の防災コミュニティセンターや避難所に指定されている学校体育館など、28施設を状況に応じて開設する計画となっております。

避難所での新型コロナウイルス感染に対する対策といたしましては、避難者の健康状態の把握、密閉・密集・密接、いわゆる3密を避けること、小まめな手洗い、マスク着用など、せきエチケットを守るなど、基本的な感染対策を徹底することが必要です。

現在、備蓄品としてマスクや消毒液、間仕切りなどは一定準備しておりますが、今後、国の第2次補正予算臨時交付金や県補助を利用して、新型コロナウイルスの感染対策として、さらなる充実のために、避難者の健康状態を把握するための非接触型体温計、感染拡大を防ぐためのパーティションや感染症対策用のガウンセット、マスク、消毒液等、また、避難者が少しでも快適に過ごせるよう、簡易ベッドやマットなどを購入し、避難所の感染対策等の充実を図る予定です。

発生した災害や被災者の状況等によって、避難所の収容人員を考慮しながら、通常よりも可能な限り開設する避難所を増やすことも考慮し、災害対策本部内で情報共有を行い、適切な対応を取ることで、避難された方々に少しでも安心した避難生活を送っていただき、新型コロナウイルス感染者を出さないように取り組む予定であります。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今、危機管理課長のお話をお聞きしよって、中央公民館で避難の状況を頭に描きながら聞いていましたけど、やっぱりいろいろと今回6月補正でも機材を買ったりとかいうのがあって、かなり行き届いた対応ができていように想像しながら聞いておりましたが、ぜひ現場でも注意しながら、実際に台風は来ると思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。危機管理課長、ありがとうございました。

続きまして、次はこども未来課長にお聞きします。

学校等の対応についてであります。

まず、小学校、中学校の休校についてですが、もう3月からずっと長いこと休んだのですが、その実績などについて、こども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

このほどの新型コロナウイルス感染症への本市小・中学校の対応に伴う休校、再開につきまして、日を追って御報告させていただきます。

2月28日、国より新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための方針が示され、県を通じて3月4日から24日までの21日間、臨時休業措置を取るよう依頼を受けました。本市では、保護者へ新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための措置であるという趣旨を御理解していただき、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすことや、せきエチケット、手洗いなどの感染症対策を中心に、家庭での諸注意について周知し、児童生徒に対しては家庭学習、生活指導を行った上で、3月4日から春休み前日までを臨時休校といたしました。

また、学校関連行事等につきましても延期や中止の判断を迫られる中、規模を縮小しつつ、感染予防を徹底しながら、3月20日と24日に各学校で心の籠もった卒業式が執り行われたことでした。

休校中は感染予防の配慮を行いながら、家庭訪問や電話での児童生徒の家庭学習の様子、生活習慣の把握に努め、3月25日から4月6日までの春休み中も同様、児童生徒は感染予防を行い、不要不急の外出を避け家庭での時間を過ごしました。

4月7日、市内の小・中学校では新入学生を迎え新年度がスタートいたしました。同日、国より7都府県の対象地域に向けて緊急事態宣言が発出されたことを受け、幡多地域でも罹患者が確認されていることや、4月は転出・転入に伴う人の往来が重なり感染リスクも高い時期であることを踏まえ、感染拡大の防止を最優先に考えた結果、県立学校を参考に、本市でも4月13日から24日まで、再度の臨時休校を決定いたしました。なお、7日から10日までには地域の実情も勘案し、通常の授業も可能としながら、臨時休校期間中の生活指導の徹底や自宅学習の課題等の準備をする期間に充てたところでございます。

4月17日、感染拡大に歯止めをかけるため、国が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、本市でも今後の感染拡大を収束させるため、何より子供たちの健康、安全を第一に考え、臨時休校を5月6日までに延長いたしました。

この間の4月30日には、国において緊急事態宣言の期間延長の議論がされ、県からは5月7日以降の状況が不透明なことから、県立学校における臨時休業を5月11日から22日まで延長することの通知がありました。

そこで、県立校である清水高校の再開の予定など今後の方向性等をお伺いしたところ、11日からは休業中ではあるが、補習授業を行うとのことでした。さらに、幡多管内の教育長とも連携を取る中で、本市での感染者確認状況を踏まえ、罹患者が出ていないことなどを勘案し、5月11日から学校を再開したところです。

なお、4月の登校からは感染防止のため家庭での検温、登校時の体温チェックを毎日実施し、3密をつくらないために、授業中、休み時間、昼食や部活動などのマニュアルを学校ごとに作成し、具体的に学校でどんな対策を取っているかを保護者へお示ししながら、安心して学校へ送り出していただけるよう感染対策を徹底しております。

以上が再開までの主な経過となります。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君。発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、休校中のときの児童生徒の対応についてですが、私もある日、休校中のときに三崎小学校へ行ったときに、先生方がおらんねいうて聞いたら、今日は家庭訪問に行ってますみたいなことも聞いたのですが、いろいろと各学校について休校中の対応はしたと思いますが、このことについて、こども未来課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

先ほども少し触れましたが、家庭の中で休校期間中ほとんどの時間を過ごすわけですので、保護者をはじめ、御家族にはコロナウイルス感染症対策による休業措置であることの御理解をいただいた上で、感染予防への協力や学校行事の縮小、延期や中止についても各校で説明をしてまいりました。原則として、高学年以上は日中1人で家にいることも多く、子供へは規則正しい生活を心がけるよう生活指導を定期的を実施し、玄関の外で接触を避け家庭訪問を続けるなど、家庭での学習や生活習慣などの把握に努め、訪問が難しい家庭には電話連絡をしながら、子供や家庭と休校によって関係性が途切れることのないよう、各校で担任が中心となり、切れ目のない対応をしてまいりました。

また、様々な理由により家庭で過ごすことができない児童生徒については、学校の通常時の時間帯の中で、それぞれ休校中の安全・安心な子供の居場所づくりとして受入れを行いました。一番多かった学校では、低学年を中心に平均7名程度が毎日学校へ通っていましたが、そこでは授業は当然ありませんので3密を避けながら図書室で過ごすなど、自主勉強をする児童の姿もあったようです。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、保育所であったり幼稚園も、これは自粛要請ということをやっ  
て、保育園についても対応してくれて協力を保護者にさせていただいたようですが、この件につ

いてお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

保育所や幼稚園については、保護者が働いており、家に1人であることのできない年齢の子どもが利用するもので学校とは異なることから、厚労省の提唱する保育所における感染症対策ガイドラインに沿って、原則として感染予防に最大限配慮し開所してまいりました。

登園自粛につきましては、4月7日、厚労省から緊急事態宣言後の保育所等の対応について、仕事を休んで家にいる保護者に対して園児の登園を控えることが望ましいとの通知により、15日、登園自粛要請を行い、登園する園児については登園前の検温の実施と、感染拡大が起こったときは臨時休園の可能性もある旨を保護者へ周知いたしました。登園状況といたしましては、兄弟が上にいるなど臨時休校で保護者が家庭にいる場合は休まず御家庭もありました。

さらに、16日に開催された、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で緊急事態宣言を全国に拡大することが決定され、そこで盛り込まれた人との接触機会の7割から8割の削減という目標に対し、より一層の努力を求めるとし、4月17日に全国緊急事態宣言を発出いたしました。それを受けて4月20日から2回目の登園自粛を強く要請し、遅めの登園や早めのお迎えで保育時間の短縮をお願いしたところ、平均7割に近い園児が登園を自粛し、各家庭に御協力をしていただきました。

5月9日には、学校の再開に伴い、保育所、幼稚園でも登園自粛の解除をしたところでございます。

なお、御協力いただいた保護者へ4月15日から5月9日までの登園自粛期間においては、保育料を日割計算し減免することとしております。しみず幼稚園についても同様の対応を実施するとのことであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） かなりの保育園で今の答弁聞きますと、7割近い児童が協力してくれたということなので、非常に保護者の理解もあったと思いますし、聞いたところによると、ある保育園は誰も来なかったという保育園もあったようでして、そこはやっぱり清水の人は協力的やなということを感じて、これを聞いて保護者の方にも感謝をしているところであります。

最後に、計画している教育課程の遅れと年間休業日数についてであります。結局3月から5月まで休んで40日以上休んだことになって、これをどう遅れを取り返すかということとか

も現場でも議論されちよると思いますし、総務文教常任委員会でもこれも大事なことなので、現場に行って先生の話も聞かなあいかんかなということで、そういったことも総務文教のほうでやっていこうということになっていますけども、このことについて、最後にこども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

6月6日の高知新聞に、コロナ休校授業45日不足、家庭学習、休み短縮で解消と文科省試算記事がありました。ここでは学びの保障に向けた総合対策として学習内容を精査し、授業で扱う部分と家庭学習などでも学べる部分に分け、不足する授業日数を夏休みなどでも調整し、学習の遅れを取り戻すという趣旨であったと思います。

本市の場合は、これまでの校長会等で各校の学習の進捗状況、今後の進め方等検討する中で、1学期を7月31日と通常より10日ほど遅らせ、夏休みを8月23日までとし、2学期開始を8月24日、通常より8日ほど早めることにより、全学年がこの日数を充てることで遅れを取り戻せるとのことでしたので、定例教育委員会で議決をいただき決定したところであります。

ただし、中学校につきましては県総体の開催も予定されており、その時間数の確保も考慮した結果、毎週水曜日を6時間授業にすることにより、子供たちに過度な負担をかけないようにゆとりを持って学びの保障を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今の答弁をお聞きしますと、7月で10日、8月で8日で全部で18日間で、それからまた中学生については水曜日の5時間目までのところを6時間目までに充てたら遅れを取り戻せるというようなことで聞いて安心しました。けどね、ほんまにそうなったけど、子供も大変、先生も大変ですし、ほんまに今までなかったことですけどね。本当に現場は大変ですけど、現場も子供も頑張っしてほしいなというふうに思いました。こども未来課長、どうもありがとうございました。

次に、4番の社会教育施設の貸館休止についてです。生涯学習課長にお聞きしますが、貸館休止の実績についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

社会教育施設の感染防止対策として、本年3月4日から3月24日まで、市民図書館、中央公民館、市民文化会館、市民体育館の4施設を貸館休止及び休館といたしました。

県内の感染者が全て退院され、新たな感染者の確認もなく、ある程度落ち着いてきた3月25日から、国県の動向に合わせて貸館を再開。その後、再び県内で感染者が確認されるようになった4月11日から4月26日まで、運動公園やテニスコート等を含む全ての社会教育施設の使用を休止いたしました。その後も県内の感染者数の状況が落ち着いていなかったことから、さらに5月10日まで貸館休止を延長し、5月11日からは一定規模のイベント、大会については自粛をお願いし、感染防止対策を講じた上で貸館を再開したところです。

苦情等につきましては、3月4日から3月24日まで屋内4施設の貸館休止措置を取った際に、テニスコート等の屋外の施設については、密閉・密集・密接の3密には当たらないと判断し、使用の休止措置を取らなかったことから、市外からもテニスの練習に来られる方がおられ、市民の方から感染を不安視される声をお聞きしました。

そのようなことも踏まえ、4月11日から施設の使用休止をする際には、屋外を含む全ての社会教育施設の使用を休止いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今の答弁の中で、特にテニスコートを使用するとき、よそから来て、それが市外ですよ。その人たちが来てテニスしよって清水の人が感染するかもしれない。もし、感染したらうちの工場で働きよる人がなったら、それでもうちの工場は止まってしまうみたいな、そういうことを心配する相談も受けたこともありましてね。やはり、そういったことも含めて、貸館とかは判断してもらいたいがですけど。やっぱり僕は安全を第一、感染せんということをお前提に今後とも考えてほしいし、またもし今後もしそういうことがあったら、やはり安全を優先に考えてほしいなというふうに私は思っていますので、お願いしたいと思います。生涯学習課長、ありがとうございました。

最後に5点目の給付金と補助金についてであります。

まず、持続化給付金について、観光商工課長にお聞きします。市民の方から相談を受けましてね、この国の給付金についてはオンラインやないと申請ができませんので、何とかならんのかということを受けて、いろんなところに聞いたりしよったのですが、5月28日か29日の高知新聞に紙面一面取って、商工会議所の2階で対応できるようになったと、センターができたこと、県内の中でもね、ということがあって安心したところなんですけど、このことについて課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

国の持続化給付金に対する申請は、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、当初は電子申請のみでありましたが、現在は申請手続等の説明を対面で対応していただける窓口が開設されており、

本市におきましては、商工会館2階の会議室ですが、当初は7月末までの開設予定となっておりましたが、現在は利用者が少なく、ひょっとしたら6月末までの開設になるかもしれないとの情報もありますので、まだ申請できていない方、対象になるかどうか疑問に思っている方も含めて、ぜひ早めの御利用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 質問することで市民にも知らせるという役割もありますので、今の課長の説明でしたら、ほとんどの人がもらったかもしれませんが、まだ権利のある方はですね、ぜひ申請をしてもらいたいというふうに思っております。

次に、市の給付金についてであります。今回の6月補正で上げられていまして、20%から50%未満の方にも10万円、20万円という給付金があるという予算でありますので、このことについて、課長から説明をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今議会に予算を上程しております、土佐清水市持続化給付金につきましては、市長提案理由説明書の中でも触れられておりましたが、もう少し詳しく説明させていただきます。

国の持続化給付金は、前年同月比で50%以上の収入減少がある事業者が対象となっておりますが、市の事業としましては、50%未満、20%以上の収入減少となっている事業者に対し、法人では20万円、個人では10万円を限度として給付金をお支払いするものです。8月1日から申請受付を開始する計画でありまして、この6月議会で議決を頂いた後、市のホームページや8月号広報での周知を考えております。また、商工会議所、観光協会、漁協、JAを通じて、各会員の皆さんにも周知していただく予定であります。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 特に周知が大事だと思っておりますので、ぜひいろんな団体とか組織に、今言われたようなとおりでして、周知もしていただいて、対象になる方は、ぜひ給付を受けてもらいたいということで、これからもぜひ観光商工課長には頑張ってもらいたいと思っています。

次に、雇用助成交付金についてであります。これは、清水でいうたら大きなホテルとか、そういったところで対象になる方もあるがやないかなと思っていますが、このことについて課長の説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

4月9日市役所会議室におきまして、ハローワークの雇用助成交付金担当者をお招きし、従業員を抱えている足摺岬の宿泊施設関係者を中心とした説明会を開催いたしました。

非常事態宣言の中、観光客の動きが止まり、言わば開店休業状態であった施設にとっては、この制度説明を受けた後、一定期間休業といたしますか、閉館として、この助成交付金を活用して従業員の雇用継続を選択された事業者が多くありましたので、経営者の皆さんにとっては本当に辛く厳しい時期だと思いますが、雇用対策には一定の好結果につながったのではないかと感じております。窓口対応で大変多忙な時期に、本市まで出向いて説明会をしてくださいましたハローワークの担当者の方々には改めて感謝申し上げたいと思います。

なお、この雇用助成交付金は、4月当初からいいますと手続もかなり簡素化になりましたし、限度額も上がりました。そして対象期間も延長されておりますので、ぜひ該当になるとと思われる方は、まずはハローワークに相談するなり、対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 観光商工課長、ありがとうございました。

最後に、福祉事務所長にお聞きします。

特別定額給付金につきまして、先ほど吉村議員もよかったということでお褒めの言葉があったのですが、僕もうんと褒めたいと思います。この間、夕方のテレビを見てましたら、県内でも給付を90%以上したところが5市町村あったのですが、もちろん土佐清水市も入ってまして、市長の初日の提案理由を聞きまして97%ということですので、対象の家庭が7,300ぐらいだったので、97%いうたら、あともう200も残っちゃうぐらいまでいっちゃんがやないかというふうに、ちょっと自分なりに計算をしたんですけども、それだけ順調

にいったということですので、この取組について、福祉事務所長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金につきましては、議会開会日に市長からも報告がされましたが、4月20日に副市長を本部長として、特別定額給付金等事業実施本部を立ち上げ、副本部長を私、福祉事務所長、以下、市民課長、税務課長、企画財政課長補佐、総務課長補佐を本部員として、また5名の会計年度任用職員で国会での予算成立後、速やかに事業実施ができるよう準備をしておりました。

5月8日の臨時会議で御承認を受けまして、申請書の発送を開始し、郵便局様の御協力により、5月9日、10日の2日間にて申請書を各御家庭にお届けしました。

5月11日、月曜日から申請受付を開始いたしまして、毎週水曜日を締切りとして申請書の記載内容や添付書類を審査の上、5月20日に第1回目の給付を行いました。その後、毎週水曜日に締切り、翌週水曜日に給付を5回済ませたところです。

給付実績ですけれど、7,209世帯、1万3,129人に対して、第1回目、5月20日給付分4,024世帯、55.8%、7,741人、59%。第2回目、5月27日給付分、2,105世帯、85%、3,624人、86.6%。第3回目、6月3日給付分、551世帯92.7%、995人、94.1%。第4回目、6月10日給付分、221世帯、95.7%、374人、96.9%。第5回目、6月17日給付分、92世帯、97%、118人、97.8%となっております。

第1回目には、5月11日から13日までの3日分ですけれども、半数以上の申請があり、また、問合せ等も多数ございまして、総務課をはじめ、他課の職員の応援も頂き、締切りまでに届いた申請については給付ができるよう取り組んでまいりました。

記載内容や添付書類に不備があった方については、順次連絡をいたしまして、6月19日現在不備で保留となっているのは5件と、日々解消され給付しております。6月10日には、未申請世帯の中で連絡が取れていない159世帯に再度申請についてのお知らせ通知と、12日には各区長・民生委員の皆様へお声かけの協力依頼の文書を郵送したところです。

8月11日の締切りまでに申請の意思のある方には、給付できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 福祉事務所長、大変お疲れさまでありました。吉村議員さんが言うたように、同じ言葉の繰り返しになりますけども、私自身も区長もしております、それでマイク放送もしまして、いつまでに申請書が届きますとか、8月11日までに申請を出してくださいとか、申請には免許証とか通帳のコピーが要りますとか、分からんことがあったら僕に聞いてくださいとかですね、そういうことをしました。実際にうちにコピーも来たり、それから来た人がそのまま一緒に申請書も作って、そのままポストに行ってお出したらいけんみたいなこともやったり、下川口のほうでも区長場が放送してみんながコピーしに行ったり、それから三崎の郵便局も行ったら、ちょうど行ったときにそのためのコピーを郵便局もやってくれてたということで、そういう例がありまして、そういった皆さんの協力があって、こんだけ高い処理ができたと思ひまして、本当によかったと思ひます。それと、初日の市長の提案理由の中で、徹夜もしたということもあったがですけど、5人の会計年度任用職員であったり、担当課長さんも大変だったと思ひますので、大変よかったと思ひます。最後は褒めて褒めて褒めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 会派市民のこえの前田晃です。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染予防と市民や事業者への支援などの取組を進めてこられた執行部をはじめ、職員の皆さん及び本市の医療と介護の最前線で奮闘されてこられた医療、介護関係者の皆さんの、この間の献身的な取組に対しまして、市民の1人としまして心から感謝を申し上げたいと思ひます。

本市では、これまでコロナの感染者もなく、コロナ抑止の状況が維持されてきたように思ひますけれども、感染の第2波、第3波は不可避だとも言われていますので、引き続き皆さんには市民の命と暮らしを守るための取組をお願いしておきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして質問させていただきます。

この6月会議はコロナによる影響から、市民の暮らしと営業を守るために、市がどのような支援策を構えるのか。これが一番の課題になると思ひますので、今回の一般質問は、このコロ

ナ対策に絞って質問させていただきたいと思います。

さて、このコロナによる本市への影響ですけれども、4月に商工会議所が行ったアンケート調査でも、ほとんどの職種でコロナの影響があり、とりわけ観光関係と宿泊業、飲食業の収入の落ち込みが大きく、大変深刻な状況となっております。また、農業や漁業などの1次産業、節納屋などの加工業、介護・医療関係の事業所や施設や病院、サービス業、イベント関係の仕事にも、このコロナの影響が及んでおまして、社会活動や経済活動が徐々に動き始めてもなお、市民の皆さんの仕事と暮らしは大変厳しい状況に置かれております。

そのような中、5月会議で確認いたしました支援の取組が今進められているところですが、副市長にお尋ねいたします。市民1人に10万円を給付する国の特別定額給付金、副市長が本部長のようですので、支給状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

特別定額給付金の給付状況につきましては、午前の弘田議員の質問に対し、福祉事務所長から詳しく答弁したとおりでございますけれども、重複になりますけれども、先週の水曜日、6月17日、第5回目の給付で世帯数6,993世帯、給付率97.0%、人数で1万2,853人、給付率で97.8%となっております。ちなみに、今週の水曜日、6月24日に65世帯、95人を第6回目として給付を予定しておりますので、給付どおり行いますと世帯数で7,058世帯、給付率で97.9%、人数で1万2,947人、給付率で98.6%になる予定でございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございました。

特別定額給付金につきましては5回目で、支給で6,993世帯、1万2,853人で、支給率が97%に達しているということでもあります。あと6月24日の6回目の支給になりますか、65世帯、95人支給でパーセンテージでいうと97.9%、98%ぐらいまで支給が達するというお話でありました。

午前中の吉村議員、弘田議員とも重なりますけれども、他市町村に比べまして早い本市の取組には、市民の皆さんからも非常に歓迎の声が聞かれております。まず、この定額給付金の本市の取組を、私も高く評価させていただきたいというふうに思います。

先ほどの副市長の答弁にもありましたように、まだ未申請の世帯が若干残されているようですので、この後は可能な限り申請漏れや給付漏れがないよう、引き続き制度の周知と確認をしっかりとお願いしておきたいというふうに思います。

次に、観光商工課長にお尋ねいたします。事業者への支援策であります、県の休業要請協力金と、それから市の支援金、補助金の支給状況について、これも簡単で構いませんのでお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

高知県休業要請協力金は、先週末現在で、107件の申請のうち104件が支給決定となっております。1件当たり30万円の定額協力金となっておりますが、そのうち10万円が土佐清水市が負担することとなっております。

また、土佐清水市の休業要請協力金の支給状況につきましては、先週末現在で106件、約1,050万円の協力金を支給しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

県の5月の補正の中で出ました県の協力金につきましては、104の事業所が支給を受けて、市のほうは106件言いましたかね、市の補助のほうですね、支給を受けたということでありました。聞くところによりますと、県の協力金については申請したのが107。ほぼこれが実数みたいなお話を聞いています。ですから、支給率もかなり高いのではないかなと、そういう取組をされてこられたんだというふうに思います。

先ほど課長の答弁にありましたけれども、県の補助金というのは先週の月曜日に締切りが終わりました。ただ、市のほうは6月30日が締切りということになっておりますので、これも先ほどの定額給付金じゃありませんけれども、申告漏れや給付漏れがないように制度の周知を、ぜひ引き続きお願いしておきたいと思います。

ところで、この市の補助金に関わって、1点、観光商工課長にお尋ねいたします。

この市の補助金の制度で、県制度対象の宿泊施設に客室数10室以上10万円、30室以上20万円を加算するものがありますけれども、この制度につきまして、客室数が10室未満の宿泊施設の事業者の皆さんから、なぜ加算が10室以上なのか。10室未満の宿泊施設が本市では多いのに不公平ではないかという声が上がっています。この声は観光商工課にも届いてい

るというふうに聞いてますけれども、この補助金の目的と室数で加算する理由、また、今お話をしました、そういった市民から上げられている10室未満の宿泊施設事業者の声をどのように受け止めておいでるか。そのあたり、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

補助目的の基本は高知県と同様で、一番人出があるゴールデンウィーク中の人の移動を抑止し、コロナウイルス感染拡大を抑えるという目的であります。高知県の協力金の対象となっていなかった昼間のみ営業の飲食店や体験型観光事業者を支給対象といたしました。加えて、宿泊施設の、特に部屋数が多い施設には、県協力金の上に加算をいたしました。これは部屋数を多く有する大型施設は固定費用も大きく、この間休業しても従業員の給与支払い等がありますので、その支援も含めて加算したものであります。

今回、部屋数ではなく、施設の稼働率による加算が必要なのではないかという御意見も頂きました。これは、稼働率が多いと観光客も呼んで市にも大きく貢献している、また休業により減収額が大きかったということがあるということの御意見も頂きましたが、減収額による支援は国の持続化給付金において対応がなされてもおりますし、先ほど申しましたように、今回の加算は固定費が多く必要な施設への支援という目的で加算する制度設計をしたものでありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長にお尋ねをしたいと思います。

ただいまの課長答弁にありましたように、この補助金は宿泊施設の維持管理に係る経費、いわゆる固定費がその施設の規模が大きくなるほどかかるということで、客室数を基に加算をしておるということでもあります。その点は私は了解いたしました。

ただ、この10室未満の小規模の宿泊施設でも、当然、光熱水費や借りている場合は家賃などもかかりますし、そういった固定費はかかってきますので、宿泊施設の規模に見合う支援、固定費ということであれば必要ではないか。例えば、10室未満は5万円の支給とか、そういったことも考えてみたらどうかなというふうに思うところですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このコロナ、2月の下旬から感染者が出まして、高知県を挙げて感染拡大の予防に努めてまいりました。今考えるとですね、3月20日、21日、22日、あの3連休がちょっと気が緩んだかなと。我々、あの3月の中旬頃は、このままやったらゴールデンウィークあたりには落ち着いて、何とかゴールデンウィークを契機に経済活動も活性化できるかなというような希望もあったのですが、4月の中旬からクラスターが発生いたしまして、非常に高知県でも緊迫した状況になりました。そこで、やはりゴールデンウィークの連休中に何とかコロナウイルスを抑えると、そういうことで高知県全体で取り組んでいこうということで、このゴールデンウィークの期間中の休業補償という制度が、当時、市も県とは別に独自の協力金の制度も考えていたんですが、直接知事から電話があって一緒にやろうと、県と市が協力して協力金制度設計をして、それでコロナウイルスをこの連休中に抑えていくと。こういうことで始まりました。今、議長にお許しを頂きまして、昼休みにちょっと分かりやすいように書いたんですが、県の協力金30万円、市の協力金が10万円から30万円、これは別々のものではないんですよ。御承知のように、先ほど課長が説明したように、市はこの30万円のうちに、市が10万円を負担しております。ですから、考え方としたり別々に考えるのではなくて、県と市の協力金という考え方で押さえていただきたいと思います。どういうことかということ、先ほども言ったように、同じ制度設計の中で県が20万円、市が10万円補助して県の協力金があるわけです。市は、この県の制度設計から対象外となった業種を支援していこうということで、10万円から30万円の幅の中で制度をつくりました。というのは、飲食と観光と宿泊、これが一番厳しいということで、宿泊の場合には、この30万円、これ一律30万円。そして対象になっていなかった体験型の観光、グラスボートとかスキューバとかホエールウォッチングとか観光遊覧とか、こういう対象外の業種にもやはり支給が必要だという判断でした。そして、また飲食のほうは、これは夜の飲食店だけ対象だったんですが、やはり5月中にコロナウイルスを抑え込めるという目的から言えば、昼にやっている喫茶店とか昼間営業の飲食店にも、これはお願いせないかと。そういうこととか、また、ホテルについては一律30万円というところで一応言ってたんですが、商工会議所がこの間、4月にアンケート調査してもらって、また5月にもアンケート調査を、2回、商工会議所にさせていただきました。そして、またこの間の4月には、会派のほうからも新風会、それから会派みらいの皆さんからも、このコロナウイルスの対策についての要望も頂きました。また当然、商工会議所、それから観光協会の皆さん、経済団体の皆さんからも要望を頂きました。そして、政党では日本共産党土佐清水市委員会からも2回にわたり提言も頂きました。そして、庁内では全職員を対象にして職場単位でコロナウイルスの対策についての事業案を上げていただいて、集計すると二十数億円ぐらいの事業になったんですが、その中でもやっぱり喫緊のこの課題を整理しようということで、

いろいろ取り組んでまいりました。

話を戻しますが、この県と同じ制度ということで、ホテルの場合は上乗せをしたんですよ。部屋数のほうが一番簡単にスピーディーに判断できるということで、これは商工会議所とも話合って10部屋、それから30部屋というラインを引きました。ですから、議員は稼働率を考慮してはどうかという案なんですけど、これも積算方法とか実態把握、把握確認、そしてどこで線を引くのか、そういった手続上の煩雑な問題もありますし、今回は部屋数で上乗せということになったわけです。ですから考え方としては、この市と県の協力金という同じ枠での考え方から言うと、10室未満が30万円、10室以上が10万円を上乗せして40万円、30室以上が20万円を上乗せして50万円と、そういうふうに理解をしていただきたいと思いますし、この件につきましては、数件の問合わせがあったと聞いております。そのときには丁寧に担当者もやりとりしておりますし、1件ですね、なかなか納得ができずにメールのやりとりとか、その後もいろいろやりとりをしたということも聞いておりますが、担当者は本当に丁寧に説明をしておりますので、ぜひ議員もまた聞かれたらですね、こんな説明をしていただいて理解するように、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 大変丁寧な説明を頂きまして、私この時点でこれほど市長が長い答弁をするとは思いませんでした。あと、また差し迫ってくるかなとちょっと気にはなりようがやけど、よく分かりました。私分かっているつもりなんです、制度もね。県の制度に適用されない部分を市がフォローしたということだと思います。ただ、その県の30万円の支援金につきましても、県が20万円出して市が10万円出したといっても、それは支援をする時短ですか、営業時間の短縮と休業要請に応えた施設ですよ。ただ今回、私がお尋ねしたのはね、それは前提にして加算の問題をお話ししたんです、加算のね。だから10室以上10万円、30室以上20万円、けど10室未満もね、固定費は要りますよと。だから、ここはやっぱり何らかの手だては要るんじゃないですかということをね、私はお尋ねしたんです。丁寧に説明していただきましたけども。

ただ私ね、今の答弁も聞きながらもそうなんですけど、担当課で1回確認させていただきましたら、県制度対象の本市の宿泊施設、41あるそうです。そのうち7割近くの28施設は10室未満のようなんです。分からないというところもあるようですけれども。この大半の宿泊施設が、この市の加算補助から41分の28はね、外れていることになるんですよ。ですから対象者の皆さんが不公平に感じてね、私は不思議ではないかなというふうに思うんです。

この補助金についても様々なケースを想定しながら、多分制度設計されたんだと思いますよ。だとしても、動き始めて初めて分かります。こんな問題があるよということが出てくると思うんです。特に市は公の、まあ言うたら支援策ですので、公平性や整合性も問われますのでね、いろんな声が上がると思います。そうしたときに、コロナの支援策というのは今回の1回だけじゃありませんので、いろんな声が上がってきたら、まず支援策について市民の皆さんとか、私が今お話しした当事者の皆さんの声を、まずしっかり聞いていただいて、その声を基に、また実態に即した支援策を追加するとかですね、改善するとか、そういう取組を市長にはぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

次、6月補正の支援策のほうへ入ります。

国会ではコロナ対策の第2次補正が成立いたしました。この2次補正は1次補正を補うものということのようですけれども、知事会などの声が反映されたのでしょう。コロナ対策用の地方への臨時交付金がさらに御承知のように2兆円上積みされました。この交付金が1次補正、本市は1億円強配分されましたけれども、同じように配分されるとすれば、市では、これはまだ分かりませんが2億円程度追加になって、合計5億円ぐらいは対策として取れるかなと、まだ分かりませんが、ということやないかと思います。

6月のこの会議には、大体市もそんなふうを考えておいでるんでしょう。この交付金の追加分を見込んでですね、コロナ対策だけでおおよそ2億5,000万円の補正を組んでおります。そして、各家庭への消毒液の配布とか小・中学校へのタブレット配備を全員にするとか、そういった10の事業が本市のコロナ支援策として提案されています。清水は独自のコロナ対策がないと市民から声が上りました。私もよく聞きましたけれども、ここに来て、泥谷市政が満を持して支援策を打ち出したということになるのだろうというふうに思います。これらの支援策につきましては、先ほど市長も説明されましたけれども、ボトムアップ方式で各課から提案されたものを取りまとめた事業ということですので、一定、市民の声を反映した支援策になっているものと私も思います。

そこで、企画財政課長にお尋ねいたします。

提案されています支援策の中の水道料金の減免、それから土佐清水市持続化給付金、そして学校給食費無償化の3つの事業について、当案の中のその3つについて、事業創設の理由と予算額、その積算の根拠及び財源についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として予算計上した事業につきましては、本会議初日の市長

提案理由にもありましたとおり、健康、継続、暮らし、この3つをキーワードとして、より多くの市民の方々に還元できるものを事業化、予算化しております。

まず、水道料金の減免につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症による影響というものは、事業者のみならず、全市民の広範囲に及ぶものであることから、市民の経済的負担を軽減するための事業といたしまして、2,523万6,000円を計上しております。予算の積算に当たりましては、官公庁を除く上水道分で4,331件、また、簡易水道分として3,782件分の基本料金及びメーター使用料の3か月分に相当する2,473万6,000円、それとそれに伴いますシステム改修費として50万円を計上しております。財源につきましては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうで1,590万5,000円、それと残りの933万1,000円につきましては財政調整基金を取崩しにより対応しております。

次に、土佐清水市持続化給付金につきましては、国の制度の対象とならない市内の事業者等の事業継続を支援するための事業でありまして、1億5,507万5,000円を計上しております。積算に当たりましては、最大10万円の支給対象となる個人事業主、こちらのほうを1,072件と見込んで1億720万円、また最大20万円の支給対象となる法人を227件と見込み、4,540万円を計上して、それに併せまして、この給付事務を行うために会計年度任用職員を3名雇用する人件費として247万5,000円を計上しております。この財源については、全て財政調整基金の取崩しで対応することとしております。

また、学校給食費無償化事業につきましては、国が実施する子育て世帯への支援策に加えまして、市独自の事業として市内の子育て世帯の経済的負担を軽減するというものでありまして、積算に当たりましては、現在1食当たり小学生270円、また中学生については300円を徴収している給食費について、3か月間無償化とするというものでありまして、保護者から納付される給食費を歳入予算から減額して、減額分には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうで補填するという形で財源振替を行っているところであります。

なお、水道料金の減免、それと土佐清水市持続化給付金において、財源を財政調整基金の取崩しによって対応している部分については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、そちらの追加の配分額が決まって、その額によっては財源振替を行うことを予定しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

ところで、先ほど市長のほうからもお話ありましたけれども、私たち日本共産党の土佐清水

市委員会は、4月と5月に2回にわたってコロナに関する要請書を市に提出いたしました。仕事と暮らしを守るための市独自の支援策を求めてきました。その中で、今課長に答弁を求めました水道料金の減免、市の持続化給付金、学校給食費無償化なども含まれておりまして、それらは今回支援策として具体化されましたことについては歓迎をし、高く評価をするものでもあります。

しかし、その給付額や減免の期間、無償化の期間などについては、必ずしも十分とは言えず、満を持して打ち出した支援策としては、残念ながら不十分で中途半端なものになっているということ指摘せざるを得ないというふうに思います。

まず、水道料金の減免についてですけれども、全ての市民に還元できる施策として、暮らしを助ける有効な支援策だというふうに思います。ただ、基本料金、メーター使用料、減免3か月では余りにも期間が短過ぎると思います。せめて年度内の3月までの10か月、これには先ほどの積算基礎でやりますと、予算8,000万円ほど必要となりますけれども、それを追求していただきたい。できれば私たちが要請をいたしました水道使用料の免除にまで、これかなり高額のお金が要りますけれども、そこにまで踏み込んでいただければというふうに考えています。

また、市の持続化給付金につきましては、事業者支援の柱になる支援策で、国の持続化給付金の対象から外れています減収20%から50%未満の事業主を対象にしていることは大いに評価できるところであります。

しかしながら、この給付額が法人20万円、個人10万円では他市町村の同制度の平均的な給付額、他市町村を見れば、法人40万円、個人20万円となっていますけれども、大体そういうところが多いですよ、に比べましても半分の額でしかなく、いかにも不十分だと言わざるを得ません。法人、個人合計の1,300件分で1億5,000万円を計上しております。これかなりの額だと思いますけれども、これを交付金だけでなく、あと財源振り分けをするというふうに企画財政課長言いましたけれども、交付金だけに頼るのではなくて、基金を取り崩して財源を確保して給付額を倍増。これは予算額の倍にするわけですから3億円必要になりますけれども、倍増して他市町村並みに手を足すということが必要じゃないかなというふうに思います。こんなことできるかよという顔をされていますけれども、これは財政調整基金を崩せば可能なんです。後でもう一回話しますけれども。

そして、これ学校給食費の無償化です。せめて6か月。3か月じゃなくて。できれば私たちが要請しました年度内、3月までの10か月を無償化すると。これもさっきの算定でいきますと2,700万円必要ということになります。そういうことで、子育て世帯をしっかりと支援するものにしていただければというふうに思います。

市長にお尋ねいたします。水道料金の減免、市持続化給付金、学校給食費の無償化などは、

何度も言いますけれども適切な支援策だと思います。さきに指摘させていただいたように、残念ながら給付額が少なく、減免、無償化の期間が短いために十分な支援になっていない。中途半端に終わっているように思います。これらの支援内容と、その見直しや今後の拡充について、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまで散々公債費比率が高いとか財調が少ないとか批判をされてきておりますので、何だか褒められているのか腐されているのか分からないような質問なんですが、この支援策については、先ほど来、基本的な考え方は答弁したところであります。

ほかの市町村が5月の最初頃から、ほかのところは専決できるわけですから、専決で予算を通したり、また6月会議が始まれば、ほかの市町村からのいろいろな支援策について発表がありましたので、本当にやきもきしながら6月会議を迎えました。

今、持続化給付金の事業、水道料金の減免、学校給食費の無償化、この3つの事業について生ぬるいというふうな意見、御質問だったと思うのですが、持続化給付金事業の場合は、確かに20万円、40万円の市町村もあります。ただ、商工業に限ったところとか、いろんなその自治体の立場、地域に合った支援策をやはり講じているのかなというふうに思っておるところであります。

この3つの事業だけ捉えると、給付あるいは減免する金額、また減免、無償化する期間、ほかの市町村と比べればいいところもあるし、物足りないところもあるとは思いますが、ただ、今回の補正、それから追加提案、またさらには国の2次補正の配分も決まれば、また7月には会議を開いて、また支援策を打ち出すつもりで用意はしております。

ただ、今の時点で事業ベースで、もう既に4億5,000万円ぐらい、新型コロナ関連の経済対策で、これぐらい投入を予定しておりますので、総体的にはバランスの取れた予算組みになって支援策にはなっていると思っておりますし、今後の国の配分額が確定する時期を見ながら検討してまいりたいと思っております。

また、この日本共産党土佐清水市委員会の要望については、真摯に精査させていただいておりますので、私は今日は褒められるかなと思ってここに立っていたのですが、そこの辺も十分財政事情とか市民の皆様の要望、また経済団体の要望、そして議員の皆さんからの御提言も踏まえて、より市民に寄り添った支援策になるように今後も検討してまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私たちは今度の10事業の支援策というのは高く評価をしております。ただ、その内容が浅く広く対応したかなというような印象を持っておりますので、この間副市長に言うと、副市長嫌な顔をしていましたけれどもね。幅広く声を拾い上げて対応したかなということは私たちも高く評価はしています。ただ、その期間とか額についてね、もっと検討の余地があるんじゃないですかということをおっしゃっていただいているんですよ。

なぜそういうことになるかということ、やっぱりね、後でもう一回言いますけれども、国の交付金だけでこれを対応しようとするということになるとね、やっぱり財源に限界がありますから、今こそやっぱり9億円ほどためてる、少ないですけども市民のために蓄えてきたお金をね、どっこのときに使うということもあってええかなというふうに思っているんです。財政調整基金を使うなということは私は一言も言ってません。それは市民に対して必要な使えるお金であれば、大いに崩して対応すべきだというふうに考えておりますので、市長、誤解のないようにしておいてください。

今言いましたように、財源を国の交付金の範囲内で収めるのではなくて、本市の財政調整基金などの基金も積極的に活用して支援内容を改善、充実していただくということをお願いしておきたいと思っております。後々、国の補正も生まれ、また市の補正も組むということですので、本市の課題に応えるものになっているのかどうかですね。そういったものを繰り返しになりますけれども、市民の声を聞きながらこの支援策の内容を検証し、新たなものを創設するのもいいですけども、今創設した10の事業を充実していくというふうなことも併せて検討することをお願いしておきたいと思っております。

それから、次に検討すべき課題に行きます。大分時間がないになりましたので、どこまで行くかちょっと不安になっておりますけれども。

コロナの支援策として、ぜひ検討していただきたい案件があります。それはここに書いてありますように、本市の国保税の引上げを1年間延期するということを支援策としてお願いしたいということでもあります。御承知のように、本市は本年度より国保税を6.5%、年9,240円、1世帯当たり引き上げて新しい課税区分と税率で徴収することになりました。

しかしながら、低所得者の多い国保世帯にとっては、この国保税の引上げは大変な負担でありまして、その上にコロナの影響が重なって一層厳しい暮らしを余儀なくされております。こういった実情を考慮して、市独自の支援策として国保税の引上げを今年1年延期することを検討していただけないかと思っております。この件についての市長の御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 国保税率の改定につきましては、これは議会の冒頭の提案理由説明で

も少し触れたのでありますが、県に納める令和元年度の納付する金額が前年度より約5,600万円増額となりまして、その後、令和元年度の決算見込みを行ったところ、約4,500万円の財源不足が見込まれる結果となっております。

このことから、国保税率改定に向けての検討に入り、国保運営協議会に諮問をし、答申をいただき、答申の審議結果や附帯意見を踏まえ、本市の国保被保険者の約70%が国保税の軽減対象者であることを考慮し、国保制度にのっとり、可能な限り公費による補填ができるように試算した必要最小限での税率改正について、国保税条例の改正案を本年3月の議会に上程し、可決を受けたところであります。

国保の被保険者数が毎年200人近く減少している中で、税率改定を先送りすれば後年度の被保険者に過大な負担を用いることになりまますので健全な国保運営を大きく妨げる、そういうふうに考えております。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対しては、今議会でも条例改正案も含めて提案しておりますが、国保税の減免、それから徴収猶予、これによって対応したいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思ます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） このコロナの影響によります経済と暮らしの落ち込みが相当深刻なだけに、国は自治体に対して国保世帯を支援するための特例措置や対策を講じるよう求めています。

例えば、コロナの影響で収入が30%以上減少した被保険者の国保税を減免し、その財源を国が負担するとしています。それから、また国保被保険者の被用者がコロナに感染した場合に傷病手当金を支給し、その財源も国が負担をするということにしています。これらについては先ほど市長が答弁されましたけれども、本市もこの6月会議にその条例案と補正予算案を提出しておりまして、そういった対策は本市も取っていくということは十分私も承知しております。

しかしながら、この特例措置では、収入が30%以上減少した被保険者の国保税は減免されましても30%未満の人は適用されないんです。まさにさきの持続化給付金と同じことになってしまいます。

今回の条例案については、国保法77条、これ減免は条例で定めるということが書いてあって、市の国保条例25条、税額の減免については特別の事情により市長が特に認めるものという規定がありますけれども、これに基づいて減免措置をするというたてりになっているようでもありますけれども、ぜひこの25条に基づいて、本市の30%がどうのこうのじゃなくて、国保の被保険者は全員コロナにより影響を受けた特別の事情がある者というふうに、この25条

の権限で市長が認定をして、この1年間の引上げ分の保険税を免除するということが考えられるというふうに思いますけれども、ちょっとこれ通告してないですが、市長、その点についてちょっとお伺いをしたい。いかがなものですか。

○議長（永野裕夫君） 大丈夫ですか。

○市長（泥谷光信君） 初めて聞きましたので、また検討というか研究をして、やるということはいきり切れないんですが、そこら辺ちょっと担当課と協議させていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ検討してください。市長にはそういう権限がありますのでね。市長の判断で、自治体独自の判断を私はされたらいいというふうに思います。

1つ市長は述べませんでしたけれども、私これまでの国保の繰入れの問題に関わって、いろいろ市長と話をしてきました。このやりとりの中で、市長は国保の構造的な問題、高齢者が多いとか低所得者が多いとかいうことは十分承知をしていて、その安定的な運営には国の財政の支援が必要だということも市長はおっしゃっています。そういう取組もされています。そのことは十分私も承知しております、私も同じ立場なんですけれども。

ただ違うのは、市長は公費の投入を認めつつも、国のお金ならええけど市の公費は認めないと、市の繰入れはね。そういう立場でおられるわけで、ここが私はもう矛盾していないかと思って理解し難いところなんです。公費の投入は必要だということであれば、市費も同じだろうというふうに思うんですよね。

ただ、市長はこの繰入れを認めない理由としまして、国保と被保険者の公平が保てないということをおっしゃいます。私ね、これもなかなかね、市長に1回聞いてみたい。被用者保険に加入している市民の方で、一般会計から国保会計に繰り入れるのは不公平だと思っている人がどれだけいるのでしょうか。これも通告してないですけども、市長ね、市民の声として、そんな声聞いたことありますか。あるかないかだけ、ちょっと答えてもらえますか。

○議長（永野裕夫君） 答えられますか。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私はこれまで一貫として答弁したとおりでありまして、これが一般財源から補填するようなことがあれば、やっぱりこれは市民の平等、公正の原理からいって外れるものだと、そういうふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。突然言うて大変申し訳ないけれども、私は市民からそんな声を聞いたのか、聞いたことあるかないかというふうなお尋ねをしたんですけれども。私自身はですね、繰入れは不公平だという声をね、私は市民の方も何人と話すすけれども、1回も聞いたことがありません。考えてみてください。被用者保険、働いている皆さんの、40代であれば御両親は扶養家族になっていなければ、大抵皆さん国保に入っていると思うんですよ。親が加入している国保への繰入れをね、子供が反対するでしょうかね。恐らくしないと思います、普通は。私がこのね、市長が先ほど言う、繰り返して言う不公平だということはね、私が声を聞いたのは、市長と副市長と一部の課長と一部の職員だけ。いずれもこの市役所の中だけなんです。この繰入れは不公平という理屈はですね、私は一般財源から国保会計へ繰入れしないとするためのね、何か市役所の中だけで通用している理屈のように私は聞かえて仕方がない。これら市長の判断でね、吹っ切って踏み込むことは私できるんじゃないかというふうに思っています。

御存じのように、国保にはもう既に多額の公費が投入されています。国のお金、それから被用者保険のほうからもね、国の段階で多額の支援金が入っているんです。国保会計への繰入れが不公平だと言うなら、今までの公費や支援金も全て不公平になってしまうんですよ。そういうものなんです。国がいいから市は駄目だということでもないんですよ。だから私は一般会計からの国保会計への繰入れというのは、市長が決断をすればできる事柄だというふうに思っております。さっき検討させてもらいたいということでしたので、ぜひ国保税の引上げをですね、下げよと言っているんじゃないですよ、引上げを1年間延期していただきたいということをね、ぜひ検討していただきたいと思います。

コロナの影響で病院の受診を控える人が、今大変増えています。この受診抑制で、これあんまりよくないことですが、国保会計から支出する給付費が減少して、次の年度の県がやる納付金下がって赤字分が解消、あるいは縮小される可能性もあつて考えられるわけですよ。その額は分かりませんが、この国保税の引上げを延期して、もう赤字分解消の可能性もある、それも私もちょっと考えてみたりもしているんですけども、ともあれ繰り返しになります。一般会計からの繰入れで国保税の引上げを1年間延期するということを、ぜひ次の補正の段階では具体化をしていただくということで、強く要請をしておきたいと思います。

では次、足摺テルメの従業員の雇用の問題についてお尋ねします。

コロナによる団体客の減少で、本市のホテルなどの休館が相次ぐ中、足摺テルメを運営していた指定管理者、アクトリゾートが6月いっぱい撤退することになりました。これは午前中の吉村議員の質問と重なる部分もありますけれども、新たな指定管理者を公募しても応募がなく、7月以降足摺テルメは閉館となり、管理運営を市が直営でやるということのようです。

観光商工課長にお尋ねします。足摺テルメの現在の状況、今後の見通し及びテルメ閉館で解雇されることになる従業員の雇用について、申し訳ないですが簡単に答弁お願いできますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えは吉村議員の答弁の中で申しましたとおりでございます。変わったことはありません。短いのでしたら、もうそれで御理解いただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。繰り返し言ったらまた時間ないなりのりで、ちょっと続けさせてもらいます。

実は、本市とテルメの管理者、アクトリゾートの間には協定書といって契約書が交わされているんですね。私、開示請求でこれ頂きましたけれども、その協定書の中には、指定管理者は年1,200万円の納付金を市に納めること、また管理運営ができなくなった場合は6か月前までに市に申し出ること、そして指定期間が終了したときには管理物件、施設を原状回復して市に引き渡すことなどが定められております。

今回の撤退に関わって、アクトリゾート側から市に対して6か月に至らない撤退の申出があったようです。午前中の質問でいうと、4月16日ですかね、清川社長が市に申し出た。6か月前ということなただけけれども、2か月前ぐらいに、そういう撤退の申入れがあったと。だがそれを了承してもらいたいということと、それから納付金ですね、7月以降の900万円ぐらいになりますか、それと施設の原状回復の免除をお願いしたいという要請が市にあって、これを市が認めたかどうか、ちょっとその後聞いてないですけども、多分了承されたのではないかと思います。

市長にお尋ねいたします。アクトリゾートはコロナによる営業不振が撤退の大きな理由であるというふうに午前中のお話にもありましたけれども、受け手のないテルメの指定管理を引き受けてもらうとかいうことも、これまでの経過から市として余り強く言えないということがあられるのかもしれない。しかし、本社は清川建設ですか、この本社に財政状況に余力があるのであれば、市長は市民の利益を守るために、このアクトリゾートの一方的な撤退の責任、それから納付金の支払い、施設の原状回復、それから従業員の雇用など、ちょっと心を鬼にして求めるべきではないかなというふうに思うんですけども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 系列会社が清川建設、存在しておるわけではありますが、足摺テルメの指定管理者として契約しているのは、あくまでもアクトリゾートでありますので、その責任を系列会社に求めるということは法的に困難であると判断しております。

施設の原状回復義務に対する措置につきましては、消耗したままの状態でも返してもらったというのではなくて、アクトリゾートはこれからも将来的にも運営するという前提でかなり改修の費用も行っております。例えば、廊下のじゅうたんを張替えたり食堂のテーブルの買い換え、こういった改修にもお金を投入しておりますし、元の状態に戻すことが指定管理者にとっては古いものに変えるというのは経費がかかりまして、市にとっても元の古いものに戻すことは利益にならない、そういった考え方から現状のままで返してもらうということでもあります。

従業員の雇用についても、新たな指定管理者が決定しましたら、可能な限り雇用していただけるように要望していきたいと思っております。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) もう時間がないなりよりもすのでちょっとあれですけども、私もね、いろいろ調べてみたんですが、この清川建設というのは今ありませんよね。名前変わってますね。変わってないですか。レゾンディレクションという会社になっていて、全国で16ほどの関連会社でグループレゾンを形成しているということのようです。グループ会社だから1つのグループが倒産してもね、その責任を法的に問えないということは私ないと思いますよ。本社があるんですから。このレゾンディレクションのグループ全体の経営状況がどうなのか、これ調べてますか。アクトリゾートはね、これは解散してる、倒産ですよ。潰れますよ、グループとしてはね。ただ、グループの本社は残ってるんです。市長は何か先ほどの午前中の吉村議員の答弁で上場企業だというような評価もされていて、課長の答弁では経営状況は厳しいものではないというようなことを、何か課長答弁されてたというふうなことを吉村議員が言いよったですけども、それなりの営業実績、経営状況があると思うんですね、大丈夫だというね。市長も急にそんなこと言われてびっくりしたという話しよったですけども、これグループの経営状況というのは調べているんですか。確認していますか。ちょっとそれ、これ通告してないんですけども、そのことちょっと教えてもらえますか。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 確認はしておりません。ただ、あくまでも契約をしているアクトリゾートが今回解散ということでもありますので、その親会社の経営状態がどうか、そういうことま

では調べて確認しておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

すみませんね。今日は通告なしでいろいろ聞いて申し訳ないですけども、私は調べてなかったらね、やっぱり調べるべきだと思いますよ。これ上場企業というでしょう。私、企業を敵視しているわけじゃないですけども、全国で16、こういったグループを持って採算が取れないということであればね、真っ先に切ると思うんですよ。清水と室戸が結局その対象になったわけですよ。これほど早くぱっと切るのはね、やっぱり上場企業だから切るんじゃないですか。何かその辺り、私よく分からないんですけども、それはもうそういう判断をして切っているんだというふうに思います。ということはね、このグループの本社には余力が私あるんじゃないかと思うんです。ですから、その点でいうと経営状況がどうなのかということやね、市長はしっかり調べて、もう話をついたということじゃなくて、ぜひこの納付金の問題とか対応していただきたい。市民の利益につながるような形の話をしていただきたいというふうに思います。

続けていきます。次、従業員の問題ですけども、テルメには40名近い従業員の方が雇用されています。この従業員の皆さんは今月いっぱい解雇されることになりましてけれども、これは会社側の都合によるもので、アクトリゾートは従業員の再就職などのあっせんを使用者の責任として果たすことが求められていると思います。同時に、市も市の施設で働きながら途中解雇された従業員の皆さんの再就職を支援すべきですけども、この点は市長も十分了解しておられるようで、アクトリゾート撤退後のテルメ維持の管理に必要な会計年度任用職員3名をテルメ従業員から採用するという話を開会日の提案でもされました。私も賛成です。そうすべきだというふうに思っています。

ところで、この解雇となる従業員ですけども、再就職できなければ失業保険の給付を受けて求職活動をすることになります。しかし、その中にはパートの皆さんもいて、そのパートの中にも雇用保険の対象にならない方、一週間の所定労働時間が20時間未満の方、30日以下の雇用の方もおられるのではないのでしょうか。聞けば数名おられるという話も聞きましたけれども、市長にお尋ねいたします。テルメの従業員からの採用については、雇用保険に入れなかった方、失業保険がもらえない方を優先して採用していくというふうにしていただければと思うんですけども、その点についての市長の御所見をお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 雇用保険のない従業員、雇用保険に加入していない従業員の方、これはちょっと担当の者がアクトリゾートのほうに聞いたということではありますが、この雇用保険に加入していない従業員の方は年金の受給者や家族の扶養家族になっておる人で、自己都合で短期雇用、この雇用保険に加入できない雇用形態といたしますか、自己都合で短期雇用を選択されていたということをお聞きしておりますので、議員の心配には当たらないのではないかとこのように思っています。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さんそうであれば私も納得いたします。

全国ではコロナ支援策として、コロナで解雇されたり内定が取り消された人を会計年度任用職員として採用する自治体が結構多くあるんです。御承知やと思いますが、別府市は500人。本当かと思って調べますと、本当に500人採用するんですね。採用に当たっては、そういった方も配慮しつつ対応していただくことを重ねてお願いしたいと思っておりますけれども、もう既に採用が決まったよという話も聞いておりますので、これも事実かどうかちょっと分かりませんが、いろいろテルメの従業員の皆さんの再雇用については、ぜひ市も力を入れて頑張りたいと思います。

もう時間が来てしまいました。ちょっと大事なことを抜かって申し訳ないです。予定をしておりましたけれども、ちょっと後質問できずになりまして、またの機会にお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） 前田議員に申し上げます。本議会は御存じのとおり、この一般質問は通告制を基本としておりますので、議会を円滑に進行するためには事前にできればしっかりとした通告をお願いいたしたいというふうに議長より申し送っておきます。

○10番（前田 晃君） はい。では、ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月23日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時01分 延 会